

平成29年度

茨木市立安威小学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

(学校教育目標)

「自ら課題を見つけ主体的に判断し行動する児童、人権を尊重し常に相手を思いやることのできる児童の育成」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としておこなう。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者や地域、茨木市教育委員会、子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関と連携し、いじめの問題を克服することを目指す。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、茨木市教育委員会、子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) すべての児童にとって、居場所がある学級経営・学校運営を推進する。
- (イ) すべての児童が活躍できる場や機会を準備することで、差別やいじめを許さない集団作りを推進する。
- (ウ) 北中校区共通実践項目などの活用により規範意識を醸成する。
- (エ) いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」などを活用する。

児童の豊かな情操と道徳心を育て、相手と心を繋ぐコミュニケーション能力を養うことがいじめの防止につながると考え、本校のすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) 日々の児童観察

- ・児童のささいな変化（顔つき、提出物、ノートの子、遊びの様子など）で気になることは、学年、学年部、全体と情報の共有化をすすめる。

(イ) いじめ調査等

- ・児童対象 いじめアンケート 年3回（1学期、2学期、3学期）
- ・ミニいじめアンケート（いじめアンケート実施月以外の月初め第一週の朝学）

(ウ) インターネットを通じてのいじめへの対策

- ・児童への情報モラル教育
- ・保護者への啓発

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

<構成員>チーフ 校長

- ・教頭・生活指導チーフ・首席・支援教育コーディネーター・養護教諭と必要に応じて関係教職員が委員会に参加する。

<活動>

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめの再発防止に関すること
- ・いじめ問題への児童理解に関すること

<開催>

- ・月一回（推進会議の前）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

② いじめに対する措置

(ア) いじめに関わる相談を受けた場合やいじめと見受けられた場合、速やかに管理職に報告し、いじめ不登校対策委員会を開き、情報を共有する。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 市教育委員会に報告し、必要に応じて「いじめ対応報告書」を提出する。

(エ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(ア) 重大事態が発生した旨を、管理職・いじめ不登校対策委員会に速やかに報告する。

(イ) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

(ウ) いじめ不登校対策委員会を中心として、事実関係を明確にするために、市教育委員会と連携し、適切な調査を実施する。

(エ) 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 学校教育アンケートにおける留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見に関する取り組みに関する事を加える。

● (別添) 資料1 「いじめの防止等に関する年間計画」